

平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成 27 年 5月 20日
国立大学法人 琉球大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定に基づき、平成26年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をとりまとめたので、公表する。

1. 平成26年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)を実施している。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事業に①「電気の供給を受ける契約」、②「自動車の購入及び賃貸借」、③「船舶の調達」、④「省エネルギー改修事業(ESCO事業)」、⑤「建築物の設計」、⑥「産業廃棄物の処理」があり、そのうち、⑤「建築物の設計」で附属図書館改修設計業務、同改修設備設計業務について、平成27年3月に2件の環境配慮型プロポーザル方式による契約手続きを行ない、いずれも技術提案書に温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を課題とし、契約を行った。現在、具体的な環境負荷低減措置について設計検討中である。

なお、①「電気の供給を受ける契約」、②「自動車の購入及び賃貸借」、③「船舶の調達」、④「省エネルギー改修事業(ESCO事業)」については契約実績はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省による環境配慮契約法基本方針等を、大学内の関係部署へ周知を図った。